

公益社団法人松戸市シルバー人材センター同好会編成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員による健全な親睦活動を推進することを目的とする同好会の編成に関する必要事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 同好会は、センターの会員・特別会員・賛助会員及び事務職員をもって組織し（以下「会員」という。）会員相互の親睦と交流を図り、センターの発展に寄与することを目的にして編成する。

第3条 削除

(同好会編成の条件)

第3条 同好会編成の必要条件是次のとおりとする。

- (1) 文化活動又は体育活動を目的としたものであること
- (2) センターの活動理念に反し、同好会としての品位を損なう恐れのないこと
- (3) 会の運営が、代表者を中心にして自主運営体制が確立されていること
- (4) 同好会編成に対しては、理事長が妥当であると認めたものであること
- (5) 政治活動、宗教活動及び個人の活動に利用されないもの
- (6) 公の秩序、善良な風俗に反する恐れのないもの
- (7) 会費等を徴収する場合は、収支内容が管理されていること
- (8) 会則又は規約が定められていることが望ましい

(同好会の登録)

第4条 同好会として、センターの認定を受けようとする場合は、「同好会結成登録届」（第1号様式）を理事長に提出して「同好会結成許可証」（第2号様式）を受けるものとする。

第6条 削除

第7条 削除

(活動報告)

第5条 同好会活動報告（任意の様式）を、年度終了後速やかに理事長に提出しなければならない。

(登録抹消)

第6条 理事長は、センターの活動理念に反し品位のない活動が認められた場合は、登録を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要事項は理事会の議決を得て別途定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

(公社) 松戸市シルバー人材センター
理事長 様

同好会名 : _____

代表者名 : _____ 印

同好会結成登録届

平成 年 月 日 付けをもって、下記のとおり同好会を結成いたしましたので(公社)松戸市シルバー人材センター同好会編成規程第4条によりお届けいたします。

記

1 同好会名称 _____

2 代表者名 _____

3 会 員 数 _____

4 会 費 _____

<添付資料>

- 1 会員名簿(別表-1による)
- 2 会則(任意)

第2号様式

平成 年 月 日

様

(公社) 松戸市シルバー人材センター
理事長

同好会結成許可証

平成 年 月 日付けをもって申請のあった同好会結成登録届
について審査の結果「(公社) 松戸市シルバー人材センター同好会編成規
程」第3条の要件を満たすものと認められるので同規程第4条により(公
社) 松戸市シルバー人材センターの同好会として認定します。

記

- 1 認定同好会名 _____
- 2 代 表 者 _____
- 3 会 員 数 _____

別表－1

平成 年 月 日

(公社) 松戸市シルバー人材センター
理事長

様

同好会名

代表者名

印

平成 年度 会員 名簿

(平成 年 月 日現在)

NO	会員番号	入会年月日	氏名	地区班名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

・ 役職は備考欄に記入して下さい。30人以上の場合もこの用紙を使用して下さい。